

◇ 果樹共済重要事項説明書 ◇

この説明書は、果樹共済へ加入される皆さんに、あらかじめご了承ください重要な事項を整理したものです。加入申し込みの際にご確認いただき、この説明書でご不明な点がございましたら、農業共済組合各支所・出張所にお問い合わせ願います。

1. 加入要件（共済目的の種類）

うんしゅうみかん、いよかん、指定かんきつ、ぶどう、なし、もも、かき、くり、キウイフルーツの9樹種です。

加入資格者は、組合の区域内に住所を有する方で、かつ、一定規模以上の栽培面積を有し、樹種ごとに、栽培する「全ての園地」が加入対象となります。

樹 種	類区分	品 種	樹 齢	面 積
うんしゅう みかん	1 類	早生うんしゅうの品種(宮川、日南 1 号、興津、小原紅早生など)	5年生以上	類ごとに 5a以上
	2 類	普通うんしゅうの品種(青島、石地、南柑 4 号、尾張など)		
いよかん	—	いよかんの品種	6年生以上	
指定 かんきつ	1 類	はっさく、ネーブル、ぼんかん	4年生以上	
	2 類	はるみ、不知火、清見、セミノーブル、せとか、レモン		
ぶどう	1 類	デラウェア	3年生以上	
	2 類	ピオーネ、マスカットベリーA、藤稔、シャインマスカットなど		
	3 類	ロザリオ・ピアンコ、ヒロハンプルクなど		
	4 類	上記 1 類・2 類・3 類のうちハウス栽培する品種		
もも	1 類	早生の品種(日川白鳳、加納岩白桃、はなよめ、ちよひめなど)	3年生以上	
	2 類	中生、晩生の品種(あかつき、なつおとめなど)		
なし	1 類	幸水	4年生以上	
	2 類	二十世紀、豊水など		
	3 類	新高		
かき	1 類	甘がきの品種(富有、松本早生など)	5年生以上	
	2 類	渋がきの品種(愛宕、刀根、西条など)		
くり	—	くりの品種	5年生以上	
キウイ フルーツ	—	キウイフルーツの品種	3年生以上	

【ぶどう、なし、もも、かき、くり、キウイフルーツ】

本花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間

【うんしゅうみかん、いよかん】

春枝の伸長停止期から翌年の果実の収穫をするに至るまでの期間

【指定かんきつ】

春枝の伸長停止期から翌々年の果実の収穫をするに至るまでの期間

(2) 樹体共済

【キウイフルーツ】

7月10日から1年間

4. 引受方式

引受方式			内 容	
収 穫 共 済	半相殺方式	減収総合方式	一般方式	樹園地ごとに、その年産における当該樹園地の収穫量が樹園地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して減収量を算定するもの
		減収総合方式	短縮方式	樹園地ごとに、その年産における当該樹園地の収穫量が樹園地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して減収量を算定するもの（共済責任期間を発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでに期間を短縮したもの）
	全相殺方式	減収方式（帳簿式含む）	組合員等ごとに、出荷量の証明（帳簿式については、確定申告関係書類）を用いて基準収穫量からその年産における収穫量を差し引いて減収量を算定するもの	
		品質方式	組合員等ごとに、出荷量及び品質等の証明を用いて基準収穫量からその年産における品質の程度により調整を加えた収穫量を差し引いて減収量を算定するもの	
	災害収入共済方式		組合員等ごとに、収穫量、品質の程度等の証明を用いて基準生産金額からその年産における収穫量、品質の程度及び生産金額を差し引いて減収量及び生産金額の減収を算定するもの	
	地域インデックス方式		統計単位地域ごとに、その年産の統計単収及び基準統計単収を基礎として算定される10アール当たり減収量に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹齢構成係数及び樹園地の面積を乗じて減収量を算定するもの	
樹体共済			組合員等ごとに共済責任期間中に発生した共済事故による損害の額を算定するもの	

2. 加入の承諾を拒む場合

組合は、加入申込書の内容により現地調査等を行い、加入申込者が対象となるすべての園地について申し込みをしていない場合及び次の事由に該当すると認めた場合は加入の承諾を拒むものとします。

（承諾を拒む事由）

- (1) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること
- (2) 標準収穫量又は基準生産金額の適正な決定が困難であること
- (3) 損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること
- (4) 果樹の栽培が果実の収穫を目的としないこと
- (5) 通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること

3. 共済責任期間

(1) 収穫共済

5. 補償限度割合及び支払開始割合

【半相殺減収方式、全相殺減収方式】

共済事故による果実の減収による損害を対象とします。

【災害収入共済方式】

共済事故による果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少による損害を対象とします。（くりを除きます。）

【地域インデックス方式】

農林水産省が公表する地域統計単収に基づいて組合員ごとの基準単収を設定し、当年の統計単収が設定した補償割合を下回った場合に共済金が支払われます。（いよかん、指定かんきつを除きます。）

収穫共済区分	補償限度割合	支払開始割合
全相殺減収方式 全相殺品質方式	70 %	20 %
	60 %	30 %
	50 %	40 %
半相殺減収方式	70 %	30 %
	60 %	40 %
	50 %	50 %
地域インデックス方式	90 %	10 %
	80 %	20 %
	70 %	30 %

- * 災害収入共済方式に係る共済限度額割合は、類区分ごとに、80%、70%、60%のうちから申込者が選択します。
- * 樹体共済の補償割合については、40%から 80%までの範囲内で選択できます。

6. 共済関係の成立

下記の申込み期間内に、共済対象果樹のすべてについて申し込み、組合が承諾したときに契約（共済関係）が成立します。

樹 種	加入申込期間	樹 種	加入申込期間
ぶどう	2/20 ~ 3/20	もも	5/10 ~ 6/10
なし	3/31 ~ 4/30	うんしゅう みかん	5/10 ~ 6/10
かき	4/30 ~ 5/31	いよかん 指定かんきつ	5/10 ~ 6/10
くり	4/30 ~ 5/31	キウイ フルーツ	5/10 ~ 6/10

7. 共済事故（共済金支払対象事故）

(1) 収穫共済

風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他の気象上の原因による災害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害による果実の減収等。

(2) 樹体共済

上記による樹体の枯死、流失、滅失、埋没又は損傷。この場合の損傷とは、主枝に係る損傷であり、かつ、樹冠容積の1/2以上が折損若しくは枯死。

8. 引受面積及び引受本数

- (1) 引受面積及び引受本数は、栽培面積又は栽培本数を基に計算します。引受面積の計量単位はアールとし、0.1 アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理します。
- (2) 引受面積及び引受本数の算出に当たっては、品種別・樹齢別（半相殺方式については更に樹園地別）の内訳が必要です。

9. 標準収穫量

その年の天候及び肥培管理が、平年並みに行われた

とした時に得られる収穫量で、品種、樹齢、地域又は栽培条件及び植栽形態等により定められ、共済金額（補償金額）の算定基準となります。また、申込者の過去一定年間の収穫量が、出荷資料、青色申告書等又は確定申告関係書類（帳簿全相殺減収方式）により適正に確認できる場合は、組合等が定める標準単収に栽培面積、高接ぎ等の形態を勘案して得られる数量を、標準収穫量とすることができます。

10. 基準収穫量

果実の年産ごと、組合員ごと、樹園地ごと及び細区分ごとに、共済責任期間開始後、当該年産の開花期までに、園地条件、肥培管理、隔年結果の状況を調査の上、園地条件指数、肥培管理指数、隔年結果指数を設定し、標準収穫量に各指数及び損害評価実績を勘案して定められます（支払共済金の算定基準となります）。

$$\text{基準収穫量} = \text{標準収穫量} \times \text{園地条件指数} \times \text{肥培管理指数} \times \text{隔年結果指数} \times \text{損害評価実績による修正係数}$$

11. 基準生産金額（災害収入共済方式）

果実の年産ごと、組合員ごと及び類区分ごとに、最近5か年のJA等が加工若しくは販売の受託を受け又は売渡しを受けた出荷数量及び価格に関する資料から各年の10a当たり生産金額を算出し、各年の10a当たり生産金額から最近5か年中中庸3か年の平均10a当たり生産金額を算出します。平均10a当たり生産金額に引受面積を乗じた基礎の金額から、樹齢構成の変化及び高接ぎ、樹体の損傷等があった場合における台木の樹齢、高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等を勘案して基準生産金額を決定します。

12. 共済金額

共済責任期間内に共済事故による被害が生じた場合に組合が支払う共済金の最高額であって、この金額の範囲内で実際に生じた損害の程度に応じて共済金が支払われます。

【半相殺減収方式、全相殺減収方式、地域インデックス方式】

$$\text{共済金額} = \text{標準収穫量} \times \text{果実の1kg 当たり価額} \times \text{補償割合}$$

$$\text{果実の1kg 当たり価額} = \text{品種等により、毎年、農林水産大臣が定めます。}$$

【災害収入共済方式】

基準生産金額の最高80%から最低40%の範囲内で選択できます。

【帳簿全相殺減収方式】

税の申告書類及びその関係する帳簿等書類により全相殺減収総合方式に加入する場合の果実のキログラム当たり価額は、帳簿等書類から算定(4中2)される平均価額が農林水産大臣が定める価額のいずれか低い価額です。

【樹体共済】

$$\text{標準収穫金額} \times \text{換算係数} \times \text{補償割合}$$

13. 農家負担共済掛金

農家負担共済掛金は、申込者ごと及び類区分ごとに次の式により算定されます。

農家負担共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 - 共済掛金国庫負担額

※ 過去の被害状況から、組合員ごとに危険段階別共済掛金率が設定されています。

危険段階別共済掛金率は、過去の一定年間の被害率を基礎として農林水産大臣が3年ごとに一般に定める標準共済掛金率をもとに、被害が少ない加入者の負担を減らし、事故低減の努力を掛金に反映させるため、加入者ごとの被害の発生状況に応じて、41段階の区分を用いて設定された掛金率です。

※ 掛金割引制度として、防災施設を設置している場合は、掛金が割引となる樹種があります（ぶどう・なし・もも・かき）。

14. 共済金

【半相殺減収方式・全相殺減収方式・地域インデックス方式】

支払共済金 = 共済金額 × 共済金支払率

※ 類区分ごとの共済事故による減収量の合計が、基準収穫量に対し、補償限度割合（加入する方式ごとに加入者等が選択した補償限度割合）を超えた場合に、共済金が支払われます。（全相殺方式はJA等の出荷実績・青色申告書・白色申告書の帳簿及び関係書類等により把握します。）

※ 支払共済金の算定の基準となる「基準収穫量」は、半相殺減収総合方式の場合、その年に見込まれる収穫量を園地条件、肥培管理等を調査し、標準収穫量を調整して定めます。

【半相殺減収方式】

組合員ごと、類区分ごとに、減収量の合計が、その組合員の基準収穫量の支払開始割合を超えた場合に共済金が支払われます。

無被害園地は基準収穫量が見込収穫量となります。

【全相殺減収方式】

被害園地、無被害園地に関係なく、組合員ごと、類区分ごとに、減収量の合計が、その組合員の基準収穫量の支払開始割合を超えた場合に共済金が支払われます。

【地域インデックス方式】

農林水産省が公表する地域統計単収に基づいて組合員ごとの基準単収を設定し、当年の統計単収が設定した基準単収の一定割合を下回った場合に共済金が支払われます。

【災害収入共済方式】

支払共済金 = (共済限度額 - 生産金額) × (共済金額 ÷ 共済限度額)

※ 共済事故による果実の減収又は品質の低下があり、生産金額が共済限度額を下回った場合に共済金が支払われます。ただし、概ね全量を過去5年間JA等に出荷している組合員を対象とします。

※ 加入者ごとに共済事故による果実の減収又は品質の低下（品質を含む実収穫量の合計が、基準収穫量に達しないものに限る）がある場合において、その加入者の果実の生産金額が基準生産金額（平年の生産金額）に対し、加入者が選択した補償限度割合を下回った場合に、共済金が支払われます。

【樹体共済】

支払共済金 = 損害額 × (共済金額 ÷ 共済価額)
2分の1以上の損傷を受けた樹体の損害額が共済

価額の1割または10万円のいずれか小さい額を超えるとき、共済金が支払われます。

15. 支払責任のない損害

果樹共済の共済目的について共済事故による損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するときは、共済金は支払いません。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2) 組合員等又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- (3) 組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害

16. 共済金の全額または一部が支払われない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金を支払いできないことがあります。

- (1) 通常すべき栽培管理等、その他損害防止の義務を怠ったとき及び損害防止について指示に従わなかったとき。
- (2) 加入申込みの際等に、悪意もしくは重大な過失等によって不実の通知をしたとき
- (3) 加入申込みの際、加入申込書に記入する事項について、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき
- (4) 加入している果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき又は類区分に影響する栽培方法の変更をしたことについての通知を怠り、又は不実の通知をしたとき
- (5) 加入した類区分に係る栽培方法をその類区分にかかる栽培方法以外のものに変更した場合、その変更の結果生じた損失の額
- (6) 事故発生通知、損害通知を怠り、または悪意もしくは重大な過失等によって不実の通知をしたとき
- (7) 植物防疫法の規定に違反した場合
- (8) 共済事故による損害であることが確認できないとき
- (9) 組合員等負担共済掛金の払込みを遅滞したとき
- (10) 正当な理由がないのに組合員負担共済掛金の払込みを遅延したとき
- (11) 組合の財務状況により、共済金等の支払額を削減するとき

17. 損害発生の通知

組合員は、共済金の支払いを受けるべき損害があると認められる時は組合の指定する時期までに被害を受けた樹園地の全てにつき、次の各号に掲げる事項を組合に通知しなければなりません。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生年月日
- (3) 災害により被害を受けた場所
- (4) 被害のあった樹園地ごとの収穫開始年月日
- (5) その他災害の状況等

18. 損害防止の義務

加入した果樹について、通常の管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めてください。

19 分割評価

肥培管理の粗放、病害虫防除の不適切、その他共済事故以外の原因によると認められる果実の減収、品質の低下又は樹体の枯死等、共済責任期間外に発生した災害等による果実の減収若しくは品質の低下がある場合には、分割評価を行い、共済事故以外の原因による損害（収穫共済において果実の減収については「分割減収量」、果実の品質の低下については「分割品質指数」、樹体共済においては「分割損害額」）は、果実の減収若しくは品質の低下又は樹体の損害として取り扱いません。

20. 共済関係の解除

(1) 告知義務違反による解除

組合は、申込み時において、告知を求めたものについて、申込者が、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、共済関係を解除することができます。

(2) 共済掛金不払の場合の共済関係の解除

組合は、正当な理由がなく共済掛金の払込を遅滞したときは、共済関係の解除を行います。

(3) 重大事由による解除

- ① 組合員が、共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- ② 組合員が、共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと
- ③ ①及び②のほか、組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

22. 共済関係の存続

組合との間に共済関係の存する加入者が、住所を移転したことにより加入資格者でなくなった場合において、その加入者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、存続します。

23. 共済関係に関する権利義務の承継

- (1) 共済目的の譲受人は、組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができます。
- (2) 権利義務の承継は、組合が承諾をした時から効力を生じます。

24. 組合員負担共済掛金等の返還の有無

共済関係の無効の場合若しくは失効の場合又は組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、すでに受け取った組合員負担共済掛金等は返還しません。

ただし、無効の場合において、加入者が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

25. 収入保険への移行に伴う共済関係の解除

ご加入者が共済責任期間の途中に保険期間が開始する収入保険に加入した際には、果樹共済との同時加入はできません。そのため、果樹共済のご契約を解除します。その場合には、組合員等負担共済掛金については全額、事務費賦課金については一部又は全額を返還します。

26. 環境負荷低減の取組み

組合は、「みどりの食料システム戦略」（農林水産省み

どりの食料システム戦略本部決定）に掲げる環境負荷低減の取組を推進するため、「【農業経営体向け】環境負荷低減のチェックシート」の提出のご協力をお願いしています。ただし、他の農業共済事業の加入申込み等において、同一年分の取組に係るチェックシートを既に提出している場合は、提出の必要はありません。

27. 個人情報の取扱い

ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」といいます。）については、組合・農林水産省が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために必要な範囲で利用することがあります。法令により必要とされる場合及び個人情報利用の目的のために業務を委託する場合、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

28. 高齢者等への取組み

ご加入者が会話上の意思伝達・相互連携に支障がある場合は、理解力・判断力に応じ、よりきめ細やかな取組みを行います。

29. その他の事項

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めてまいります。財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

本書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細またはご加入のお申し込み、共済掛金の納入、各種の通知など、ご不明な点がありましたら、お手数ですが最寄りの支所までお問い合わせ願います。

【お問い合わせ】



東部支所	☎ 0879-43-4121
高松支所	☎ 087-888-1146 ☎ 0120-58-1148
小豆出張所	☎ 0879-62-0694
中讃支所	☎ 0877-35-7735
三豊支所	☎ 0875-25-2482 ☎ 0120-031-304
本 所	☎ 087-888-2121